

岩木川流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「岩木川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、岩木川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象流域)

第3条 協議会は、一級水系岩木川流域を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求める事ができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求める事ができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 岩木川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 協議会及び幹事会の事務局は、青森河川国道事務所及び青森県が共同で行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、令和2年 9月18日から施行する。

- (構成員) 青森市長
弘前市長
黒石市長
五所川原市長
つがる市長
平川市長
藤崎町長
板柳町長
鶴田町長
中泊町長
大鰐町長
田舎館村長
西目屋村長
青森県 県土整備部長
青森県 危機管理局長
農林水産省 東北農政局 津軽土地改良建設事務所長
農林水産省 東北農政局 北奥羽土地改良調査管理事務所長
農林水産省 東北農政局 平川二期農業水利事業所長
気象庁 青森地方气象台長
国土交通省東北地方整備局 岩木川ダム統合管理事務所長
国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所長
- (事務局) 国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所 調査第一課
青森県 河川砂防課

- (構成員) 青森市 浪岡事務所総務課長
青森市 浪岡事務所都市整備課長
弘前市 防災課長
黒石市 総務課防災管理室長
五所川原市 防災管理課長
つがる市 総務課長
平川市 総務課長
藤崎町 総務課長
板柳町 総務課長
鶴田町 総務課長
中泊町 総務課長
大鰐町 総務課長
田舎館村 総務課長
西目屋村 総務課長
青森県 県土整備部 河川砂防課 企画・防災グループマネージャー
青森県 危機管理局 防災危機管理課 防災企画グループ グループマネージャー
農林水産省 東北農政局 津軽土地改良建設事務所 工事課長
農林水産省 東北農政局 北奥羽土地改良調査管理事務所 企画課長
農林水産省 東北農政局 平川二期農業水利事業所 工事課長
気象庁 青森地方气象台 観測予報管理官
国土交通省東北地方整備局 岩木川ダム統合管理事務所 副所長
国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所 副所長
- (事務局) 国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所 調査第一課
青森県 河川砂防課